

第四十八回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第十二号

昭和四十年三月十二日(金曜日) 午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君  
理事 成瀬 幡治君  
田畑 金光君

委員 青木 一男君  
大竹平八郎君  
栗原 祐幸君  
田中 茂穂君  
鳥島徳次郎君  
日高 広為君  
村松 久義君  
佐野 芳雄君  
鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 鍋島 直紹君  
大蔵大臣官房財務調査官 吉国 二郎君  
大蔵省主税局長 泉 美之松君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

国税庁次長 喜田村健三君

本日の會議に付した案件

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相統税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件、物品税法の一部を改正する法律案、相統税法の一部を改正する法律案、以上いずれも衆議院送付の三件を一括議題とし、三件を一括質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。○成瀬幡治君 国税庁の次長さんにお尋ねいたしますが、先ほどもちょっと雑談のときにお話ししておいたのですが、滞納の一番多い税は大体法人税というふうに承ったのですが、総額どのくらいあるかというのが一つと、まあどのくらいで切つたらいいかわかりませんが、億単位のものがございませうか。

○説明員(喜田村健三君) 昭和三十九年十二月末現在で滞納の総額と内訳を申し上げますと、件数にいたしまして七十九万三千八百八十件ございまして、税額にいたしまして七百十六億。この内訳は税額で一番大きいのが法人税でございまして、件数にいたしまして十一万四千件、税額にいたしまして三百十八億、それから申告所得税が件数が一番多くて四十六万七千件で、二百六十三億、あと源泉所得税が十一万八千件で六十五億、このようになつております。前年同期と比較いたしますと、件数はすつと大幅に減つておりますが、税額が若干ふえておりました、件数が前年同期が百二十万件ありましたのが七十九万三千件に減つたのであります。ただし税額は六百四十九億でありましたのが七百十九億と、こゝろ状況になつております。

○成瀬幡治君 たいへんな額だといへばたいへんな額だということになるわけですが、最初に、源泉でどうして滞納になるのか、どこで一体とまつておるかですね。

○説明員(喜田村健三君) 源泉でも、たとえばあとから源泉監査の結果徴収決定を受けて、そのまゝ納め切れないというのもございまして、それから、たとえば所得税がかからないものと思つて支給したものにあとから税額がかかつてきた、そのために本人からあらかじめ取つておかなかつた、そのために企業として納め切れないで滞納になつてしまふ、そういうものもございまして、大部分が、本人には税込みで渡してしまひ、企業の段階に手持ちに残つていない、そのために滞納になつてしまふというのが大部分だつたらうと考へております。

○成瀬幡治君 普通でいうと、おつしやるように源泉徴収は天引きのものですから、もし滞納があるとするならば、たとえばボーナスでこれは所得税対象にならぬであらうと、こゝろ思つて支給したところが、いやいや、そりゃない。そりうこととこゝろいうことになつたのだというのが多いだらうと思つております。私もそこ辺でなければちよつと納得しかねる問題で、もし途中でとまつたと、これを運転資金に充てたとか何かに充てたというなら、これはたいへんなことになると思つておりますが、そりうこととこゝろ思つて、いまのようなことだらうとおつしやるならば、大体それでいいと思つておりますが、しかし、それにしても、源泉である所得税で何年越しというのがございまして。

○説明員(喜田村健三君) 実は計表として、昨年度分と本年度分と二つにしか—昨年度分といひますか、昨年度以前分と本年度分と二つにしか分けておりませんが、はつきりも何年たまつておるかという計数は出ません。昨年度以前分には

しまずと三十三億、本年度分が三十二億、約六十五億の半分ずつになつております。それが何年たまつておるか、私としてははつきりちよつと計数として持つておりません。

○成瀬幡治君 それじゃ、法人税のほうに行きますが、法人税で一億以上というのがございまして、そりう計算資料はお持ちじゃないですか。

○説明員(喜田村健三君) 現在手元にあります資料では、一千万円以上と三千万円以上と五千万円以上と、この件数、税額になつておりました。その税目別の内訳は出ておりません。その合計のところでも申し上げますと、五千万円以上が六十一人で九十六億でございまして、それから三千万から五千万までが六十七人で二十五億、それから一千万から三千万までが五百七人で八十二億、合計いたしまして、一千万円以上が六百三十五人の二百三億ということになつておりますが、これはただちよつと古くて、毎年一回しかとりませんので、三十九年三月現在ということになつております。

○成瀬幡治君 徴税のほうで、役所等をふやしたりいろいろなことと御苦労なさつておるといふ点はわかりますが、ちよつといまおつしやつた点で気づく点は、五千万円以上の人が六十一人おる。そりうしてそれは総額で九十六億とおつしやるなら、概算しまして、これは大体平均しますと一億ちよつとということになるわけですね、一人当たり。しかも、これは五千万以上ですから、この中には五千万や六千万の人もおるだらう。つまり最高はどのくらいになつておるか。私は二、三億の人がおるのじゃないかと思つて、そりうこととはわかりませんか。滞納王というのはいま何億になつておるか。

○説明員(喜田村健三君) ちよつと手元に資料がございませぬ。国税庁といたしまして計表をとつておるかどうか、名前をとつておるかどうか、

第五部 大蔵委員会會議録第十二号 昭和四十年三月十二日【参議院】

ちよつとはつきり記憶いたしておりませんので、いまはお答えできる資料を持っておりません。

○成瀬幡治君 私、税が納められないという人には二つあると思うのです。一つは、悪質な人と、それから一つは、ほんとうに納めたいけれどもどうにもならぬところとあると思うのです。その何億というような滞納をかかえておる人は、どう見ても、納めたいけれどもという人よりもむしろそういふ意思、意欲のないほうの人じゃないかと思つてゐるんですが、何億という人は、一度あなたのおほいでも、それは何年くらいたつたか、まあたとへば昭和三十九年三月現在だから、それはそれだつたら四十年で納められておるとか、あるいは年賦で納めることになつておるとか、けれどもどうもなつたんだ——滞納のいいところ十名くらいのランクを一つ一つとらつて、その理由は、どうして滞納しておるかというふうな点を一度掘り下げて、それは産業別にも業種別にも分けていただければ、およその見当がつくのではないかと思つてゐます。そういう資料をつくるのが非常に困難だといふなら別ですけれども、御提出願をばいと思つてゐます。

○説明員(喜田村健三君) いまの点について資料ができるかどうか、あとから検討してみますが、ちよつと御参考までに昨年の九月末現在でどうして一千万以上の大口滞納になつてゐるかということについての御参考になる資料がございますが、とても納められないというので暫予してゐる、納税猶予してゐるといふのが全体で七百二十二人でございますが、そのうち二百四十六人は資産がなくて納められない。納付が困難であるということでは猶予してゐるのが二百四十六人、税額にいたしまして七十二億でございます。それから、強制徴収という強硬手段で整理中というものが二百二十人、六十億でございます。それ以外のもの大部分は、課税に異議があるということのために不服の申し立てをしてゐるもの、あるいは破産で交付要求中または更生会社であるために処分保留中と、そういうふうな原因で滞納になつておる、こう

いふのがその残りの部分であります。国の強徴処分を取らうといふのは、先ほど申しましたように全体の構成にして約三〇%の人員だけでございまして、

○成瀬幡治君 去年でもいいし、おとしでもいいが、あなたのほうで強制徴収、いわゆる告発あるいは競売、そういうふうなことに付された件数というのをおよそ、三十八年でもいいし、三十九年でもいいが、どのくらいございませうか。

○説明員(喜田村健三君) 滞納整理というので、それが強制で取つたか、あるいは督促に行つて、督促に回つて取つたかといふことは、はつきり区分した計表がございせんので、いまおつしやるように、財産を公売したのがどのくらいになるかといふことは、いまちよつと手元に資料がございせん。

○成瀬幡治君 ごく常識的なことですが、普通、税の決定が来る、そして異議を、ほんとうに理屈にないようなことをやつたといふような場合にならぬか、あるいは強制執行に入つてくるかと思つてゐる。私は、私は強制執行に入つてくるかと思つてゐる。そういうふうな場合に、普通あなたのほうで各税務署で決定されるのは大体一年くらい期間があるのか、半年くらいなのか、三カ月くらいで結論を出してゐるのか、ずるずるいつておるものなのか、どういふような行政指導を常識的にやつてゐるのか。

○説明員(喜田村健三君) まず課税し、たとえば年度が過ぎまして、それで調査に行つて更正決定が出るまでにどのくらい時間がかかるかという問題があると思つてゐますが、それは大体いまのところ、所得税にいたしまして、たとえば現在でございまして、三十九年分の所得といふものにつきますと、低い確定申告を出された場合には、大体処理いたしまして、大部分はことしの秋くらいにまでには処理いたします。法人税にいたしまして、事業年度が過ぎて申告期が来まして申告いたしました、それからあと半年、大きな法人になるともう少し長くかかるものもありますが、半年くらいの間に一応の処理は大部分のものは済む。ただし、調

べた結果、非常に大きなのが漏れがその年度に出る、そういう場合には過去の年度についても漏れがないかということ、ずっと四年ないし五年までさかのぼつて調べます。そういう場合には、非常にその結果、前はたとへば省略になつていた、しかし今度調べてみた結果、さかのぼつて調べてみたらその年度についても非常に漏れがあつた場合には、非常に長い期間、極端にいへば五年までさかのぼつて課税するということになりま。そういう例外的な場合には三年ないし五年さかのぼることもございしますが、それ以外は大體、いま申しましたように一年以内に処理される、こういうことになつておられます。

○成瀬幡治君 滞納が多いよりなところは、普通にいふと、会社でいへば資本金の関係上、公認会計士、そうでないところは税理士さんがあるわけですが、大體そういう税理士さんがあるいは公認会計士の人が入つておるようなところが滞納が多いのか、そうじゃなくて、大體社長なら社長が經理課の人を使つてやつておるというふうな、そういうふうなことは何かお気づきになつた点はございせんか。

○説明員(喜田村健三君) ちよつとどちらが多いかということに計数的に申し上げるあれもございせんが、たとえば更正決定を受けて非常に大きな誤算が出たために滞納になるという会社が多いのでございしますが、そういうところは確かにワンマン経営があつた。自分で所得を隠して資産を抜つた、そういうふうな場合には、あとから見つかつて大きな更正決定を受けたために滞納になつた、そういう会社は多いと思つてゐますが、それ以外に一般の原因で滞納になつた場合に、いまの税理士あるいは公認会計士がタッチしてゐるか、あるいは企業の経営者が自分で企業を切り回してゐるかといふことは、どちらが多いかといふことは判断できる資料を持っておりませんので、お答え申し上げられせん。

○成瀬幡治君 今度は三つほど新しいところが出てくるのですが、大體あなたのほうも、予算関係

上いろいろなものがあつて、年間にどういふふうにしたらいいか、来年はどうだと、こういうふうなことは計画をすつとお持ちになつて、そういう四十年分はことごとことだ、こういうふうになると思つてゐますが、たとえば五カ年計画とかあるは三カ年計画ですか、そういうふうなことでやつておみえになりませうか。

○説明員(喜田村健三君) 一般的の方針といつたしましては、御承知のように、税の仕事が大都市に非常にふえてきておる、小都市でも減らずにふえておるのですが、その間に格差が非常に大きい。定員はそうふやさない限りは、どうしても大都市に税務職員を集中して行く、こういうことになりますために、一般的な方向としては、大都市に税務署をふやしていく。それから、地方の比較的定員が減つてきた税務署については、極端な場合は廃止する、こういうことをやるという、基本的な方向はそういうふうな考へておられます。

実はこれと税務署を新設いたしましたのは、最近では三十八年からでございます。三十八年に兵庫県で一つ税務署を廃止して、大阪の税務署をつくつておる。一対一で総数は変わりませぬ。新設は一つでございます。昨年は五つ税務署を新設いたしました。昨年は五つ税務署を新設いたしました。それから、ことし、いま御審議願つておられますが、新設が三つで廃止が二つ、こういうことになつておられます。奄美大島が復帰したときに一つ税務署がふえた。それ以前は終戦後の混乱期にふえたことはございしますが、それ以後最近の状況といたしましては、大體このように三つとか五つとか、その税務署をふやしていつて、若干それより少ない数の税務署を廃止しておる、こういうことになつておられます。

来年度以降どうするかということについては、まだ検討を始めておりませんが、ただ、いろいろ廃止するということにつきましては、地元の納税者の便益といふことも考えなければならぬために、非常にむずかしい問題がございまして、廃止の見合ひとしてどの程度新設をやつていつたらいい

かというところは、今後慎重に検討してまいりたい  
こういふ段階でございます。

○成瀬権治君 私の質問もいけなかったかと思  
いますけれども、私は税務署の人たちが相当い環  
境の中で仕事をやってもらわなければいへんな  
ことだと思つております。実際、仕事はえらいことだ  
し、月給も安いことでもありますし、せめて仕事を  
される場所はいいところで——いいといつても極  
端なところではなくて、明るくて能率のあがるよう  
なところがいいと思つております。そういうような改  
築という点については、これも年々計画を  
立てておやりになりはしないか。そのことに実は  
触れたかったです。

○説明員(喜田村健三君) 私、先ほど御質問を聞  
違えまして、税務署の新設のことをお答え申し上げ  
ましたが、庁舎の新築ということでは、本年度  
新設を認められて、いま御審議を願つております  
税務署の数が三十署でございます。昨年が——いま  
ちょっと手元に資料がございませんですが、昨年  
も大体その程度、もう少し多かつたかと思つて  
おります。その程度新築いたしております。全体で五百  
六の税務署でございますから、そのうちの三十署  
がこの一、二年新築されている、こういう状況に  
なっております。

○成瀬権治君 だから、そのことについて、まあ  
五百六カ署なら五百六カ署が、若干周辺都市で  
かというところにある、これは木造でも  
いいけれども、あとはまあコンクリートにしない  
かやならぬじゃないかというふうな、たとえばこ  
れの半数はともコンクリートにしていかなく  
ちやならぬ、そこで五カ年計画として改築のほう  
ではこういうふうにしていくというふうな、そ  
ういふ長期プランがございませんでしょうか。

○説明員(喜田村健三君) 現在、税務署を新築  
いたします場合には、原則として全部鉄筋コンク  
リートでやっております。たとえば、さつき申し  
ました三十署のような新築の税務署は、原則とし  
て全部鉄筋ということになっております。

○成瀬権治君 改築ね、新築じゃなくて。わか  
りました。

○説明員(喜田村健三君) それから、その計画が  
年度計画として、大体どういふ長期見通しで、税  
務署を幾つづつ建てていくかということ、  
実は予算要求のときにはもちろんそういう長期の  
見通しのもとに予算要求をしておりますが、  
たとえば、ちょっと手元に資料がございませんで  
、大体もう少し大きな数を一年度に建てていく、そ  
れで現在古い庁舎が全体で幾つある、そのうち毎  
年幾つづつ建てていって、何カ年計画でこれを解  
消したいという計画はつくつておるのでございま  
すが、いま手元に資料がなくてお答え申しかねま  
すが、長期計画はできております。

○成瀬権治君 宿舎の問題がしばしば、転勤とい  
うことも、長く同一の場所におられるというの  
の悪いこともあるから、転勤もある程度しなくちゃ  
ならない、まあ大体三年くらいだというふうな話  
も、内規にあるのかどうか知りませんが、そんな  
話も聞いておられるわけです。問題になりますの  
は、住宅がいつも問題になってくるわけです。こ  
ういふようなことについてはどういふふうによつ  
ておみえになりますか。今度も新設をされるとい  
うことはわれわれもわかつた。当然それについて  
は住宅という問題が大きな問題になります。住  
宅のほうの問題についてはどういふ長期プランを  
立てつつ、その中でやつていこうとおみえに  
なるか。

○説明員(喜田村健三君) ただいまお話のありま  
したとおり、税務職員は、仕事の性質がかなり強  
い公権力の行使を伴う仕事の性質の面もございま  
すし、また毎年転勤者が非常に多く出ておられま  
したがいまして、どうしても宿舎を確保するとい  
うことが非常に大事な国税庁としての仕事でござ  
いまして、このために毎年必要戸数というものを  
確保するということが、非常に国税庁の最重要な  
仕事の一つとして取り上げまして、努力をしてき  
ているわけでございます。

その結果、毎年かなりの程度の宿舎の新築が認  
められておりました。たとえば三十九年度で申し  
ますと、二千六百四十一戸という数が、独身世帯  
まででございますが、戸数の新築が認められて  
おります。これが、たとえば数年前、三十四年を見  
ますと九百二十八戸であつて、それ以後、たと  
えば三十六年は千三百三十三戸と、逐年ふえてお  
りまして、戸数は相当大幅にふえておりました。た  
だ、先ほど申しましたような税務の仕事の特殊性から  
、充足率、寄舎の必要戸数というものがどうしても非  
常に多くなりますし、また、税務署の宿舎の中に  
は非常に古い宿舎が多い状況でございます。また  
その上に非常に狭い宿舎が多い。こういうこと  
のために、そうした、単に戸数だけじゃなくて、古  
い宿舎ないし狭い宿舎の建てかえということも必  
要になってまいりました。そのために、宿舎の数  
というものは毎年かなりの数を認められておられ  
ますが、やっぱり必要戸数というものは相当大きな数と  
して残つておられますが、これにつきましては、三  
カ年計画でこれを解消したいという計画で、管財  
局に宿舎の新設を要求しておるところでございます  
し、ちょっといま手元に資料がございませんで  
、大体一万二、三千ぐらいの戸数を三カ年計画で充  
足したいということ、毎年四千戸ぐらいの新築  
を認めてほしいということ、要求いたしております  
。

○成瀬権治君 全体の住宅政策の中で、将来、官  
公庁の宿舎がふえてきてしまつて、一般住宅がな  
くなるなんというところは絶対ないと思つて  
、そういうことは絶対あり得ないと思つて。あんまり  
みみっちいものをつくつてもらつても、私はいかぬ  
と思つて、将来の、特に鉄筋とするなら、で  
すから、相当太っ腹な計画をつくつてもらう。ひ  
いては、全部、住宅というものは、私のものに  
入つていものが少なくて、あとは公営関係の住  
宅にみんながはいれるというふうなふうにならば  
非常に好ましいと思つておられますが、まああなた  
いま三カ年計画という話を聞きまして、滞納を征  
伐するほうには計画がないようですが、住宅のほ  
うには計画があるようですから、非常にいいこと

だと思つておられます。それで、うんとひとつ努力して、  
四千戸が二千六百戸に削られたということはこれ  
はまあやむを得ないかもしれませんが、何しろそ  
ういふ、何といつたつて家庭生活が安定しないよ  
うなところにおいては、やはり対人折衝をされる  
上に一番最前線の人ですからね、その日その日  
でございんが悪かつたりしたらいへん迷惑なん  
ですよ、一般国民から見れば。ですから、ぜひこの  
問題については力を入れて、次長を何年おやり  
になるか知りませんが、住宅のことはそう心配せぬ  
でもやってくれるというふうなふうな、ひとつ  
努力はしてもらいたいと思つておられます。

それからもう一つは、これはもう高くないで  
しょう。給料関係というA、B、Cくらい、あ  
るいはDくらいまであるかもしれませんが、そ  
ういふようなランクがあつて、それに入れば幾ら、  
こういふことでやつておられるのか、それとも給  
料に基づいて幾らという家賃までおられるの  
か、どつちですか、家賃は。

○説明員(喜田村健三君) 家賃のきめ方は、管財  
局のほうでできておられますが、宿舎の坪数と、そ  
れからそれが鉄筋であるか木造であるか、それか  
ら経過年数が何年たつて古くなつてくるか新しい  
か、そういうことできめておられます。給料  
には直接比例いたしません、ただ、給料の高い  
人が比較的大きな宿舎に入るために、結果的には  
そういう程度に比例的な関係はできておられ  
ますが、宿舎そのものの性質によつてきまる、こ  
ういふことになっておられます。

○大竹平八郎君 まず協議団の問題について  
ちょっと一、二点伺いたのだが、私はよく知らな  
いのだが、この協議団というものは国税局を一審  
とし、それから、まあそういう言い方がいかに悪  
いか知らぬが、それから国税庁を二審として、そ  
れから裁判所を三審とする、まあ大体こういう見  
方ではないのですか。

○説明員(喜田村健三君) 税務署が調査して決定  
いたしました所得税、法人税というのに対して  
不服のある者が、まず第一回は税務署に再調査の

請求をする、それに対して、その決定に不服のありました者が国税局長に対して審査の請求をする、それに対して国税局長が協議団の意見に基づいて審査決定するわけでありまして、それに対してなお不服のあるという者は裁判所に提訴できる、こういうことになっておりまして、まあそういう意味で、行政不服の決定までましますと、税務署の段階で第一回、国税局の段階で第二回、それから裁判所の段階、こういうことになっております。

○大竹平八郎君 そちらで、国税庁というものはもう必要ないですね。国税局の段階で、あとはもう裁判と、こういうことになるのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 国税庁がたとえば直接自分で調査をしたとか、自分で決定したというものが対しては、国税庁の協議団に、国税庁長官に對して審査の請求をするというわけであつて、例外的な場合がございしますが、それ以外ほとんど全部は国税庁の審査決定というのにはございせん。国税局の審査決定がありましたら、それからあとと裁判の段階に入る。いまおっしゃつたとおりでございます。

○大竹平八郎君 そちらで、協議団が回してきたその指示を国税局でできめれば、もう裁判にせぬ限りはそこで泣き寝入りだと、こう言わざるを得ないわけですね。  
○説明員(喜田村健三君) 裁判所に提訴する期間を審査決定がありましてから一定の期間がございまして、その期間を裁判所に訴えずにそのまま経過すれば、もう行政処分としては確定する、こういう段階に相なつております。

○大竹平八郎君 そこで、国税局によっては協議団というものが、たとえば大阪のごときは神戸に支部があるとか、そういう一つだけでなく支部のある国税局というものは大体局としては幾つありますか。  
○説明員(喜田村健三君) 数がはつきり、支部の数が幾つというところはちよつと記憶しておりませんが。  
○大竹平八郎君 相当数あるのですか。

○説明員(喜田村健三君) 大体県庁所在地には一つずつ支部を置く。ただし、あまり事案のないようなところには支部を置いておくのはむだであるというところで、二県を一つで持つというふうなこともございまして、必ずしも県庁所在地に一つずつあるというにはなつておりませんが、大体の数といたしましては、各県に一つずつ、本部のないところは支部をつくと、こういうやり方をやっております。

○大竹平八郎君 それで、たとえばその協議団の所管の関係なんですが、まあ大阪の、かりに心齋橋に本社を持っている、その社長さんが、住居を芦屋に持っている。そして、まあ相続税の問題でトラブルがあつたというので、協議団に提訴をしますね、そういう場合は、何ですか、社長さんの――まあこれは相続税の問題だから、社長さんの住居のある所管の協議団、たとえば、具体的にいけば、神戸の大阪国税局の支部というものがやるわけですか、それですか。  
○説明員(喜田村健三君) その処分が芦屋税務署なら芦屋税務署で行なわれた、それに対して不服があつて審査請求をするという場合には、まあ審査請求の相手方はもちろん国税局長でございまして、その具体的な事案を審理するのは、原則として神戸の協議団ということになっておりますが、ただ、まあ事案がたとえば神戸に非常にかたまつてしまつた、そういう場合には、あるいは直接本部がやるというふうにはなつておりますが、原則として神戸でやる、こういうことに運営しております。

○大竹平八郎君 そこで、その協議団の構成ですね、これはどういふぐあいにやられるのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 協議団は協議官三人を一つの班といたしまして、それで事案の審議をいたします。場合には、その三人が協議決定をする。それを協議団の本部に送りまして、協議団本部でさらに審理した上、正式に協議団としての協議決

○大竹平八郎君 大抵、かりに大阪の例を一つあげますが、大阪の協議官は大抵、何ですか、大蔵省出身の人が多いのですか。国税庁出身、ほとんどそれだけかたまつておられるのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 身分は全部もちろん国税庁の職員で、国税局ないし税務署の税務の出身という事になっておられます。ただ、その経歴を見ますと、二十五年当時外部からかなりの経験を持つた人を協議官として採用いたしました職員がたいてい――これはまあそれから十五、六年たつておられますが、そうした方々ももちろんその協議官の中に、協議官としてその協議決定に加わることになつておられますが、もちろん身分は全部国税庁の職員と、こういうことになっております。

○大竹平八郎君 そこで、おわかりになつていますね、最近の三十一暦年でもいいのですが、協議団に提訴された数というものは大体どのくらいありますか。  
○説明員(喜田村健三君) 三十八年度の一年度間、協議団に審査請求のありました件数が七千七百九十二件でございまして、

○大竹平八郎君 そのうちで、内容として、そのままといふか、まあ原告の異議を申し立てることをせずに下げ渡したものの、あるいはその異議を要当と認めたとしたことによつて、内容がかわつてきているというふうな問題についてのあれはおわかりになりますか。  
○説明員(喜田村健三君) 同じく三十八年度で申し上げますと、先ほど七千七百九十二件と申し上げましたのは、審査請求のありました件数で、實際処理しました件数は五千六百四十件となつておりますが、その内訳を申し上げますと、審査請求をした方が取り下げをされたというのが九百九件でございまして、それから却下になつたのが五百二十七件――審査請求の形式要件にそぐわないというところで却下になりましたのが五百二十七件、それから、納税者の主張に根拠がないということで棄却

○大竹平八郎君 大抵、かりに大阪の例を一つあげますが、大阪の協議官は大抵、何ですか、大蔵省出身の人が多いのですか。国税庁出身、ほとんどそれだけかたまつておられるのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 身分は全部もちろん国税庁の職員で、国税局ないし税務署の税務の出身という事になっておられます。ただ、その経歴を見ますと、二十五年当時外部からかなりの経験を持つた人を協議官として採用いたしました職員がたいてい――これはまあそれから十五、六年たつておられますが、そうした方々ももちろんその協議官の中に、協議官としてその協議決定に加わることになつておられますが、もちろん身分は全部国税庁の職員と、こういうことになっております。

○大竹平八郎君 大抵、かりに大阪の例を一つあげますが、大阪の協議官は大抵、何ですか、大蔵省出身の人が多いのですか。国税庁出身、ほとんどそれだけかたまつておられるのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 身分は全部もちろん国税庁の職員で、国税局ないし税務署の税務の出身という事になっておられます。ただ、その経歴を見ますと、二十五年当時外部からかなりの経験を持つた人を協議官として採用いたしました職員がたいてい――これはまあそれから十五、六年たつておられますが、そうした方々ももちろんその協議官の中に、協議官としてその協議決定に加わることになつておられますが、もちろん身分は全部国税庁の職員と、こういうことになっております。

○大竹平八郎君 それは国税局からひろふそのつどあなたの方に報告があるでしょうね。事件ごとというわけにもいかぬだろうが、それはどういふのですか、年度内とかあるいは一カ月とか、期限をきめてその報告をしていくのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 報告は、いま申し上げましたのは一年度間でございますが、大体四半期に一回の報告だと記憶しております。

○鈴木市藏君 きょう国税庁長官、ちよつと見えないうですけれども、この国税の問題のときに、いつもこの委員会で、私も問題にしましたけれども、いわゆる納税者の権利の問題で、いわゆる全国民主商工会というのがありますね。その商工会関係に関する問題については、最近この国税庁長官もかわつたようですが、何か新しいそういうことについての考え方とか対策とかというものが打ち出されたかどうか、その点をちよつと聞きたいのですか。  
○説明員(喜田村健三君) 民主商工会の反動的な動きというものが変わらないう限りは、国税庁にいたしましては、これらに対して調査の徹底をはかつていく、適正な課税を実現するという方針には変更ございせん。

○鈴木市藏君 この話し合いをするとか、まあもちろん団体交渉といったようなそういう強い性格のものではないのだけれども、実情について話し合いをするとかというふうな点についての何という

○鈴木市藏君 この話し合いをするとか、まあもちろん団体交渉といったようなそういう強い性格のものではないのだけれども、実情について話し合いをするとかというふうな点についての何という

のですか、一步前進といったような姿勢は打ち出されていませんか。

○説明員(喜田村健三君) 話し合いと申しますのが、納税者からいろいろ、もちろん課税の調査の場合にいろいろ主張はございますが、ほんとうにそれが理由があるということになれば、納税者との間でいろいろ課税の問題について話し合うという

ことはもちろんございます。いま御質問があるいは民主商工会自体との話し合いということかと思いますが、これにつきましては、納税者個々の課税内容について話し合うということはもちろん法律上できないことになっております。したがって、従来どおりそういうことについては、それが団体と話し合うということは考えておりません。

○鈴木市蔵君 従前はやっていただけなんです、つまり、最近における民主商工会に対する当局の考え方が変わってくるに従って、そういうことが実情においてできなくなっている、むしろ数年前は盛んにそれをやっていたわけなんです。で、最近、ごく最近の事例で何か顕著なトラブルが起きたとか、こうだとかいうようなことがありますか。

○説明員(喜田村健三君) 最近、まあ非常に顕著な調査妨害を行なう、調査の忌避を行なうといった事例が若干減ってきているようではございます。しかし、まだ方々でやはり依然として調査を忌避する、こういったような事例も出ております。顕著な事例というのがどの程度までのことのお話かはつきりいたしません、依然としてこうした事例が全然なくなったわけではございません。

○鈴木市蔵君 昨年、あるいは一昨年、この問題が起きてから、今日の経過を見てみると、若干つまりそういう点についての話し合いといえますか、両者の間で何らかの意味でのそういう点における歩み寄りというか、そういう機運というものが見えますか。

○説明員(喜田村健三君) まあ非常に顕著な反税、調査妨害的な行為が減ってきているという、事

によりましてはそういうところが推察されるわけでございますが、しかし、はつきり依然として全然なくなったわけではございません。そうした点で、はたして全部についてそうした方針を取りやめたのかどうかということにつきましては、はっきりいたしません。

○鈴木市蔵君 そうすると、あなたがさっき言ったように、つまり反税的の動きというものは単なる、それはつまり実情ではなく、概念的にそういうことを考えたのであって、事実においてはそういう顕著な動きがないにもかかわらず、なぜ一体商工会について反税的の動きと一番最初あなたが答えたようなそういう、つまり頭からそういうことをきめてかかる必要があるのですか。

○説明員(喜田村健三君) 御承知のとおり、現在まで民主商工会の会員というのに対する税務の調査で、こちらが参りました場合に非常な妨害を受ける……

○鈴木市蔵君 あなた、さっき顕著な事例は一つもないと言ったじゃないですか。

○説明員(喜田村健三君) あつた。したがって、いままでも民主商工会の活動そのものが税の調査を妨害するということによって非常に低い申告をするという事例が非常に多かつたために、そうしたことを反税的の動きである、こう申し上げたわけでありまして、ただ、現在、先ほど申し上げましたように、一般的にすべての場所で顕著な調査妨害があるいは調査忌避が行なわれるということが減ってきておる。したがって、表面的には若干平穩な状態になってきたと、こういうことを申し上げただけでございます。

○鈴木市蔵君 それは税務局が別に思想調査をするというところでもなければ、政治的な動向を調査するところでもないのですよね。ですから、税金の問題で、表面的にあなたはおっしゃるけれども、そんなその個々の人間の思想的、政治的調査をするわけではないのですから、表面的には、つまり租税政策上あなたの方の立場から見ると、表面上そなたはしたことはなくなってきた、顕著

な事例といわれるようなものがなくなったということなら、もう反税的の動きとか反税的の団体とかいうようなそういうきめ方でなくて、やはり軌道に戻すように話し合いの方向を進めていくべきではないですか。去年、本委員会においても、各地の委員会の調査報告の中でも、なお依然として民商との関係の問題は、出先の税務署においては問題の一つだということを報告されておるわけなんです。しかし、それはやはり主観的なところもあるいは双方にあるかと思えますけれども、しかし、少なくとも顕著な事例がなくなった今日、もう反税的の団体とか反税的の動きがあるというふうなそういう見方に対処するのではなくて、やはりこれを納得して税を納めるという方向に向かって進んでいくべきだと考えますが、これについては具体的にそれをやるについての考え方をあなた方がお持ちになっておるかどうか。

○説明員(喜田村健三君) 先ほど申し上げました、表面的に平穩な、平穩な状態になってきたと申し上げましたのは、すべてこうした会員の方々が調査の妨害とか忌避とかいうことをすべてやめられたというわけではございません。まあ露骨な方法による調査妨害などの行動は若干影をひそめてきたということにはなっておりますが、しかし、依然として、たとえは税務署の管内がわかりまして、その管内におきましては依然としてこうした調査妨害、忌避をやるとか、あるいは手元に資料がない、それからいらない、それから都合が悪いということによる調査の引き延ばしなど、かなり方法は若干えんきよく化しておりますが、依然として、程度の差こそあれ、調査妨害、調査忌避はある。こういう状態がなくなる限り、こちらとして全体としての話し合い、あるいは調査の手をこちはゆるめていくということに態度を変更するまでにはまだ至らない、こういうふうに考えております。

○鈴木市蔵君 昨年は川崎の税務署あるいは湘南の税務署あたりでは、民商の会員入るべからずというところで立て札を税務署の門のところから

立て札ではなくてつまりピラです、ピラを張っておる。ポストミミたいのを張ってある。ああいうふうなことは最近はなくなりましたか。まだ依然としてあれはそのまま続いているのですか。

○説明員(喜田村健三君) あつた。現状を把握したいと思っております。

○鈴木市蔵君 これについては、まずあなたの方のほうから、やはり税金は納得して納めるものだというたてまえをとって、特に零細な企業もしくは生業の人が多いのですから、こういう人の立場を考慮して、それでなくとも今日中小企業の倒産が多くなって非常に商売をやっている人たちがやりにくい状況に置かれておる条件も十分ひとつ考えて、いままでの、つまり民商は反税的の団体なり、大蔵大臣が事あるうりに本会議でそういう答弁をするようなことは、むしろ事態を非常にいたずらに先鋭化した事情もあるので、もし顕著な事例が全国的に影をひそめて、若干の個々の問題はあるでしょうが、これは必ずしも私は民商の会員に限らないと思えます、こういうことは、ですから、たまたまそういう個人があつたとしても、それを民商という団体の責めに帰して、これを反税的の動きをするものだ、反税的の団体であるというふうなそういう形で頭から臨んでくるという態度は、もはややめるべきだと、実はそういうふうに私たちが考えますが、いかがですか。

○説明員(喜田村健三君) 国税庁といたしましては、単に抽象的に民商が反税的の団体であるというふうなきめつけておるわけではございません。先ほど申しましたように、過去におきまして、また現在においても依然として、程度の差こそあれ、あるわけではございます。調査の妨害をする、調査の忌避をする、こうした態度が依然としてまだ残っているというところを、そうした事実に基づいて、そうした面をとらえて反税的の行動に出ているというところを申し上げておるわけではございません。

○鈴木市蔵君 昨年は川崎の税務署あるいは湘南の税務署あたりでは、民商の会員入るべからずというところで立て札を税務署の門のところから

行つて調査を省くというよりなことは、現在のところまだ考えておりません。

ただ、先ほどお話のありました小企業の納税者に対する税務の指導ということにつきましては、いろいろ商工会、また青色申告会、税理士会、そういったものと提携いたしまして、小企業納税者が十分な税の指導を受けられるという態勢を整えるように努力いたしておるところでございます。

○鈴木市蔵君 私これで質問終わりますけれども、あなたが先ほど言っておる通りに、つまり顕著な事例があるかという私に質問に対して、そういう個々の顕著な事例はありませんとおっしゃるわけですから、もしあったら具体的に言つて下さいというのです。最近——最近といつても今年度です、あつたら言つて下さい。しかし、あなたはそのようなことはなくなつた、表面上は非常に違つてきたとおっしゃつておられるので、すか、そういうことをおっしゃつておられるので、大體そういうことを何か底意のあるかのごとく見ないで、そこまでくるならば、これは困税庁みずから反動的な団体であるとか、そういうふうなことをきめて問題を立てていくという態度は正しくないのだ。ですから、それは個々のケース——個々のケースというのは何も納税者が民商の会員であるといふことを問はず、さっきの大竹委員の質問によつても約八千件近いところのそういうような問題が起きているから、ですから、それはひとり民商なるがゆえに反税団体だとか反動的な行動だとかというふうな見方が正しくないのであつて、これがつまり一つの思想的、政治的なワキを持った見方であつて、やはりこれは個々のケースとして片づけるべきものもはや大半だろつと私たちが考えているので、したがつて、そういう立場で、民商とか民主商工団体とかいふものを特別の、つまり反動的な団体というふうに見るといふ見方、これはもうおやめになつてもいいんじゃないか。あなたは一番最初に、つまり私が質問したときにも、民商はなお依然として反動的動きをしているということを最初お答えになり

ましたけれども、つまりこういうお答えをするの考え方ですね、その姿勢が正しくない、今日はおもうそれを改めるときに來ているというふうな私たちが考える。もしあなたがそういうふうにおっしゃるならば、個々の具体的な事例について、顕著な事例についてひとつ説明してください。

○説明員(喜田村健三君) 先ほど私が顕著な事例がなくなつたと申しましたが、それはそういう調査妨害ないし調査の忌避の事態がすべてなくなつたといった意味で申し上げたものではございませぬ。非常に、昨年、一昨年に見られたようなきわめて顕著な事例がだんだんと減つてきた、こういうことを申ししたわけでございます。

それから、協議団の協議決定の結果、非常に税務署の調査のほうが開通つていたという事例が多々ございます。このように税務署の調査というものは必ずしていかうかという話ではないから、よく話し合つていただければ、帳簿を見せていただく、質問にも答えていただく、その結果、税務署の調査の課税額が間違つていたという場合には、正規の再調査なり審査なり、あるいは訴訟という手続がありますので、そういう手続で救済をはかれるというところもお願いするんであります、その前にまず調査を受けられないように、いなとか、あるいは都合が悪いとか、あるいは帳簿がないとか、そういうことをいって調査を受けられない。お話の結果、非常に課税の低い申告をそのままにされるというところは、あるいは悪い。ですから、そういう調査というところの妨害忌避をやめていただいで、その結果の争いについては、一般の納税者と同じように、正規の手続で争つていただく、こういうことをお願いしたいと思つておるわけでございます。

○鈴木市蔵君 私はもうやめようと思つたが、そういう一般的なことを言つておられるのではない。私なんかのほうは出かけていって話をしているの、内容はよくわかるのですけれども、顕著な事実がなくなつたとき、つまりそういう調査とかかんと

かいうものについて顕著な事例がなくなつたときに、われわれとしても、その話し合いの余地があるのだ、それがなくなつてしまつたというところ、実際何回も繰り返して言つておられるのです。しかし、顕著な事例がなくなつたとき、さつきおっしゃつたじゃないですか。だから、そういう時点のときに問題を正規に戻すという立場をとるべきではないか。そこに差別待遇があるというところで、たとえば税務署の窓口において、先ほど言つたように、川崎にしても、湘南税務署においてもそうなんです、民商の会員は入るべからずという、つまりピラを税務署の入り口に張つておられるという、そういう差別待遇があるから、依然として尾を引くので、そういうものをもう今日は——あなたはまた実情を十分つかんでおらないとおっしゃつたけれども、そういうような顕著な事例がなくなつた今日、つまり民商の会員なるがゆえというところで差別待遇をやめるべきだと、そういう問題で軌道に戻していくべきことではないかと、そういうことを言つておられるのです。一般論をここで何回もやりとりしてもなんですか……

○説明員(喜田村健三君) 顕著な事例といふのがどの程度までの事例か、その程度の問題でございませぬ。

それから、先ほど、まだ調査の妨害、引き延ばしの事例があるということをおっしゃつたわけでございます。その具体的な事例につきましては、ただいまちょっと手元に資料がございませぬ。全然なくなつたわけではございませぬ。まだ依然としてございまして……

○鈴木市蔵君 報告するほどの材料がないんでしよ。

○説明員(喜田村健三君) 手元にちょっと資料がございませぬが、依然としてそういう事態は、妨害ないし忌避が行なわれている、こういうことを申し上げたわけでありませぬ。

○田畑金光君 私、しろうとなんで、あまりわかかぬのでお尋ねするのですが、今度三つの税務署

を設ける、これで全国で五百七の税務署が全国にできると、こういうわけですか。

○説明員(喜田村健三君) 今回廃止いたします税務署は、北海道の釧路の税務署と、それから九州の豊後高田の税務署でございますが、この税務署の新設につきましては、地方自治法の規定に基づきまして国会の承認が要るわけでございますが、廃止につきましては国会の承認なく省令の改正ということができるような法制のためでございます。

○田畑金光君 統合するといふような場合は、これは新設に相当するといふことで国会の承認事項、こういうことになるわけですか。

○説明員(喜田村健三君) 統合と申しますのは、一つの税務署を廃止して、その事務が、もう一つの税務署の管轄区域が他の税務署の管轄区域に入るといふことでございませぬ、これは新設といふことには該当いたしません、これも国会の承認は要らない、こういうことになっております。

○田畑金光君 新設する場合と、それから統合する場合と廃止する場合と、取り扱いが法律的に違つてくるわけですね。いずれにしても、住民の利便とか税務行政のあり方から見た場合に、新設の場合であらうと廃止の場合であらうと、国民の側から見ればこれは同じことだと、こういうふうに思ふんですが、どうしてそのような取り扱いの違いがあるのか。この百五十六条の六項を見ればそれはわかりますけれども、実体的にどうしてそこに差別をつけなければならぬのか、その理由が

のみ込めないのですが、これはひとつ見解を承つておきたいと、こう思ふのです。

○説明員(喜田村健三君) 地方自治法の趣旨、私のほうから御答弁するのは適当かどうかわかりませんが、国の行政官庁を地方につくっていくといふことになりますと、地方自治との関係で、国の事務と地方の事務といふものの鏡合関係が起る。したがって、地方自治との関係でここに国会の承認を要するといふことにきめられたのだらうでございまして、納税者の利便が新設の場合と統合の場合といふれの場合にも相当な影響を受けるという点から考えれば、趣旨としては同じでございまして、その前者の考え方で、地方自治の尊重といふことから国会の承認を得るといふふう

に聞いております。

○田畑金光君 私もおおよそそうであらうとは推察できるわけですが、まあ税務行政だから地方税の徴収事務とも似たりよったりだといふことで、国の事務と地方自治体の事務との鏡合ということも一応考えられますけれども、しかし、それぞれ法規に基づいて仕事の分限といふのははっきり明確化しているわけですね。またさらに、大蔵省の出先の仕事なんか見ますと、百五十六条の第七項によれば、「税関の出張所及び監視署」、こういふのが別段国会の承認事項でなくともいいと書いてありますね。私もいま初めて読みましたが……。こういふようなことを見ますと、大蔵省にたくさん

のやほりその他に出先機関もあると思ふのですが、百五十六条六項に基づいて国会の承認を経なければならぬといふのは、大蔵省関係ではどのように出先機関が該当するわけですか。

いかと思ひますが、現在のところはいずれも承認を要することになっております。

大蔵省関係ではございまして、いまお話しがありました税関の出張所及び監視署、税関支署の出張所及び監視署といふことに自治法の規定はなっておりますが、たしかそれだけだ。ちよつと所管でございませぬのははっきり記憶はございませぬが、それ以外あるかどうか、ちよつと責任ある答弁はいたしかねます。

○田畑金光君 私は、この点が、いまの点が地方自治法の百五十六条第六項の規定に基づいて承認を要するといふことが非常に実情に沿うかどうかという疑問を持っているわけですが、試みに、大蔵省設置法の第一条を見ますと、「この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。」大蔵省設置法の第一条に明確にこういふ目的が明示されていて、これに基づいて大蔵省の組織令ができておる。これは主として、組織令を見ますと内部部局のようですね。それから、大蔵省の組織規程に基づいて、またさらにこまかく規定されておりますが、大蔵省の組織規程の第三章

国税庁、第四節 税務署、これを見れば、別表に税務署を設けておるところがずっと書いてあるわけですね。だから、税務署をふやすと減らすとか統合するなといふことは、この別表の改正だけで十分用は足せると思ひ、また国会の意思も十分開けると思ひ、国の出先機関を設けるときには国会の承認を得なければならぬといつても、この設置法の改正だけでも現在のところでは十分国会の意思といふものは開けるわけですね。そういう点から見た場合に、私は地方自治法百五十六条の第六項の存立趣旨、意義といふのがないと思ひ、この点も、そういう疑問をお持ちにならぬか。また、あなたの方としても、むしろ大蔵省設置法の関係で付表などの修正でこういふ案件は処理したほうがいよいよにお考えになりませぬか。

○説明員(喜田村健三君) 先ほどお読みになりましたように、現在税務署の設置場所、管轄区域については、大蔵省組織規程の付表で規定されておりました。したがって、設置法系統の法体系から申しますと、税務署の新設、廃止、統合はこの組織規程の付表の改正だけでよろしいわけでございます。組織規程が省令の形をとっておりますので、省令の改正だけでよろしい地方自治に影響のあるような官庁の新設を認めていいかどうかという趣旨から、この地方自治法ができてい

るんじゃないかと思ひます。

ただ、先ほどお話し申し上げましたように、現在の国税の仕事というのが、この百五十六条の規定によりまして国会の承認を要するといふ趣旨から見まして、比較的その色彩は薄いんではないかと、こういふことは考へております。この中からはずしていいかどうか、はずすべきかどうか、ちよつと私個人としての見解を申し上げることは差し控へさせていただきますと思ひます。

○田畑金光君 いま私、省令で、あるいは政令でやればいいんじゃないかといふ点は、少し私もこれは思ひ違ひしておりましたが、たとえば、法務省の出先の法務局の出張所を設けることかなくすとかいふような問題等も、たとえば法務省設置法の一部改正という形でやるわけです。私は、大蔵省設置法の一部改正でやれば、こういふような別の地方自治法にまで持つてこなくてもいいじゃないかといふ実は議論なんです。だから、そういうようなことが実情に即していいんじゃないかという気持ちでおりますけれども、これはまあいまだどうするといふことでもないでしょうから、これは十分ひとつ御検討願つておきたいと、こう思ひます。

今後どうなんでしょうか、去年もふやした、ことしもふやした、来年もふやさなくちゃならぬ、こういふようなことで、この法律の趣旨の説明にもありますように、いろいろ社会、経済が進展するに際して税務行政なんかも複雑多岐にわたつてくるし、さらに正確を期さなければならぬ、こういふふうなことから見れば、毎年税務署等について

は漸増しなくちゃならぬといふようなことになっていくと思ふのですが、そういうふうな見通し等についてどうなんでしょうか。

○説明員(喜田村健三君) 税務署の数は、先ほどお話ししましたように、税務署の仕事といふものがかなり都市において過重になってきています。したがって、職員の数もふえてくる。こういふ場合には、なるべく納税者の利便といふこと、それからまた税務官庁の内部の業務管理といふ点から見まして、あまり膨大な税務署ができてしまふといふことは望ましくないのではないかと。そういうことは望ましくないんでないかと。そういうこととで、そうした観点だけをとらえますと、なるべく税務署の数をふやして納税者に対するサービス、きめこまかいサービスの徹底が期せられる、あるいは内部の業務管理が十分にできるといふ体制をつくつていったほうが望ましい。そういう意味でなるべくそうした地域につきましては税務署の数をふやしていったほうがいいと思ひます。

したが、ただ、何ぶん税務官吏の数が全体として五万一千足らずでございまして、そうした場合に官庁を一つ一つ税務署を一つつくるということになりますと、ある程度どうしてもそうした管理要員が必要になってくるということから、そうした面でも人員の効率的な配置といふ点から見ますと、若干そうした面でもマイナスがある。それからまた、行政機構が新設ばかりでふえていくといふことになりましては、行政機構の膨大化といふあまり望ましくない事態になりますために、一方において現在までのように税務署の数を減らして、幾つかの税務署を廃止していくと、こういふことになるわけでございます。そうした場合には、やっぱり地元

の納税者に対する、遠いところまで税務の相談や申告に行かなければならぬといふたような不便もございまして、また地元民のいろいろな感情にも沿わないといふところがございまして、新設するほうは大体において望ましい。組織の拡大であります。一方においてそれに見合つて廃止するといふことにつきましては、かなり地元との間で利害の反するところがある、こういふことにな

りまして、





ことは、ちよつと私も見通しかねます。ただ、過去の計数から、将来のように大体、たとえは小型乗用車にしてみれば、過去においてこれだけのコストダウンが行なわれていた、したがって今度の増税額が一六、一八、二〇になつた場合にその金額はどのくらいになるか、それならば企業の努力によつて吸収し得るのだろうかといふことは、過去の数字を基礎にすればできると思ひます。そういう意味での資料を差し上げたいと思ひます。四十年に自動車のコストがどのくらいになるかといふことは、私はちよつと見通しかねます。

○成瀬藩治君 いや、ほくが最初話したが、こゝろ物品税を改正されるのは、小型レコードでもカラーテレビジョンでも同じです。相当業界と話し合つて一応見通しの数字はあると思ひます。すよ。全然なしで、いや、昭和四十年度は一六にする、そのときの単価はどのくらいになる、四十二年度はどのくらいになる、二〇%になればどのくらいになる、その話もせずに、そんなことをやつちやおみえにならぬと思ひます。これはあなたのほうも責任ある数字とはいへぬかもしれぬが、参考資料なら参考資料といふ形でもいから、出してもらいたい。

○田畑金光君 それといまの小型自動車についての輸出市場別、そういうようなものもひとつあれば同時に出示してください。

○委員長(西田信一君) ただいまの資料は御提出願えますか。

○政府委員(泉美之松君) 御要望の資料は、できるだけ作成いたしましたと思ひます。ただ、今回の物品税の改正につきましても、業界のほうからは、これは御承知のとおり税率を上げてもらわなければならないわけですが、それから、四十年年度になればコストは幾ら下げますかといふことは決しておっしゃるものではございません。私も過去の数字からいたしますと、自由化の問題もあるし、外国車との競争の関係もあるし、この程度に下げてもいかなきやいかぬのじやないかといふことは考えられますけれども、業界から幾ら下げますかといふことはなかなかお申し出しはなりません。

○成瀬藩治君 いや、ほくはあなたのほうは話し合つておみえになると思ひます。全然さういふことは話し合つていないのだ、しかし、四十年にはこのくらいになるのじやないかと、いままでのいきさつからいってさうじやないかと、あなたのほうからそれを算定した数字があると思ひます。それでもいいから出してください。あなた、だれにも出されないのだといへば、ちよつとおかしいです。業界が、四十年にはこれだけにします、四十一年度にはこうしますと言つたら、自動車買入人はなくなつてしまふから、これはたいへんなことだ。その点はわかるのだけれども、あなたのほうとしては一応このくらいになるだろうという推定をされると思ひます。何かの基準がなければ、何でそれじや一六、一八という数字をやつたのだ。しかも、それは自由化の開放体制になるのだからこゝろ取つていくのだといふ大義名文が立たなくなる。何としてもそれは出してもらわなければならぬ。

○鈴木市蔵君 それは非常に必要なことなんです、いまの資料は、夕べだつたかけさの新開だつたか、もうすでに川又さんが、これは税率が上がれば乗用車の値段も上がるだろうといふようなことを言つておる。あれなんかすいぶんふざけた話だと思ひます。

○成瀬藩治君 どうですか、局長。

○政府委員(泉美之松君) まあお話しのとおり、われわれがまあ三年間にわたつて暫定税率を本則税率に戻していくことができるという判断をいたしました基礎には、いまお話しのようなことが基礎になつておるわけですが、しかし、それを資料としていふのはちよつとあれでございませぬ、できるならば口頭で申し上げることにございませぬ、われわれもやみくもにやつておるわけじやないかといふことは、その与える影響がいろいろ大ききうございませぬので、大蔵省資料という形で出しますことにつきましては、何とぞ御御弁を願ひたいのでございませぬ。

○委員長(西田信一君) 成瀬さん、それでよろしうございませぬか。

○成瀬藩治君 いいでしょ。それじやちよつと速記をやめておいて……。

○委員長(西田信一君) 速記をとめて。

○委員長(西田信一君) 速記をつけて。

○成瀬藩治君 まあ今度は税制調査会の答申そのものをやりになつた。これはまあ大蔵省の意向が十分反映したからこゝろいかうかうかになつたのか、あるいはどうか知りませんが、この答申もまあこゝろいう暫定軽減については期限到来とも、しかし、まあその中身についてはこのものすばりじやなくて、少し考慮して漸減されたわけだ。議論の中ではやはりこゝろ議論の過程を経てこゝろいう答申になつておるのか、漸減といふことを含めて、ですから、文字どおりの答申なんですよ。

○政府委員(泉美之松君) 税制調査会の答申は、答申書にもございませぬ、この物品税の暫定軽減税率を設けられておる四品目については、この期限到来と同時に廃止するといふことで答申が行なわれております。ただ、この答申につきましても、この税制調査会の中にもいろいろ御意見がございませぬ、ことに小型乗用車につきましても、自由化の問題もあるし、さらにはまあ今後のわが国の輸出商品として期待される面からいひまして、いわば輸出上の戦略産業ではないか、したがつてそれをもつと保護育成すべきだといふような見地から、本則税率に一律に戻すことについては反対だといふような税制調査会の委員の御意見もあつたわけがございませぬ。ただ、まあ多数決といふことじやございませぬけれども、調査会の答申としては、なかなかこれは政治的な問題になるおそれがあるから税制調査会としてはき然たる態度を示

そうといふことで、答申がまあできておるわけがございませぬ。政府におきまして、その答申を受けていろいろ検討をいたしました結果、まあ税制調査会のいうように一律に持つていくことについては、さういふ考へ方もあろうけれども、まあ乗用車についてはいま申し上げましたようないろいろな問題があるし、その他のものについても一律に税額が倍になるといふことは適當を欠くのではないかと、さういふ意味では、本則税率に戻すには戻すのだが、少し時間をかけてやつたほうがその与える影響が刺激的でなくいいんではないか、こゝろいふ見地から漸進的に本則税率に戻すと、こゝろいふことになつたのでございませぬ。

○成瀬藩治君 私は、大型、中型等が、こゝろいふことになつて小型がやられて、こゝろいふ優遇措置を受けておるといふことになつちや、それぞれの日本の産業その他に及ぼす影響も、これは理由があると思ひますが、しかし、この小型レコードといふのはどういふところに主として使われますか。

○政府委員(泉美之松君) これは主として家庭で使われるのが多いわけがございませぬ、御承知のとおり、これが三十七年に自由化が行なわれたわけがございませぬ。当時心配でありましたのは、アメリカでこの小型レコードが相当たくさん売られておるわけがございませぬ、そのセコハンものが日本へ非常に安い値段で入つてくるのではなからうか。さうすると、日本のさういふ小型レコードをつくつておるところは壊滅的な打撃を受けるんではないだろうか、こゝろいふことが心配になつたわけがございませぬ。ところが、日本のレコード業界といひましては、さういふことを心配いたしました、外国のレコード会社と提携いたしました、さういふ外国からセコハンものを非常に安い値段で持つてこないやうに、日本で原盤を買つて日本で作つていくと、さういふやうな体制を整へまして、それによつて生産も相当、全体といたしまして三十六年に比へまして三倍近い増加になつておるわけがございませぬ、さういふふりになつて、まあ自由化によつて心配いたしましたことは一応防げておるわ

けでございませぬ。しかし、今後そういうアメリカのほうからセコハンものが来ないという保証は絶対にないわけではございませぬので、そういう点を考へると、一挙に税額が倍になるのはどうだろうかということでは、漸進的な措置にいたしておるわけではございませぬ。

○成瀬幡治君 これも資料として——そうおっしゃいますと、これは家庭で、どちらかというといふ娛樂対象になると思ふのです。こういう娛樂ものに對してはなかなかいまままで、大蔵省は税の捕提に對してはきついつい思ふのです。まあしかし、そうではないとおっしゃるかも知れませんが、私はそう思つてゐるのですが、それをやつてゐるから、それは理由は前に言つた通りに、セコハンものが非常に入つてくるのじゃないか、それを防ぐために外國と提携したとおっしゃいましたが、この会社がこの会社と提携したか、提携すれば当然それに対してパテント料ならパテント料、あるいは技術料などというものを払つておるのか、それがどのくらいなのか、そして競合するものならどのくらいの値段なのか、もしこつちへ持つてくれば、日本でもし市販するとするならば、少しは入つてゐると思ひますから値段もわかるだらうと思ひますが、どのくらいになつてゐるのか、そういうような比較しやすい点で……

ほくが主張したいと思ふ点について大ざつぱに申しますと、どうも小型レコードに對しては非常に優遇されておるよゝに思へる。自動車のほうはどうもちょっと粗末になりはしないかということを中心とする、理屈をいふと、そういうことになるよゝな資料がもらいたいのと思ふのです、結論は比較したらそうなると思ふのです、自動的にそういうことに。あなたのほうはそうじゃないとおっしゃるけれども、そうじゃないならそうじゃないと、資料でいいから、あからさまの資料を出してもらいたい、そういうことになりはしないかと思ひます。ですから、そういう資料をひとつお願いしたい。これはいいですか。いいですね。

○政府委員(泉美之松君) けっこうです。

○成瀬幡治君 それから、カラーフィルムのほうは、これはカラーフィルムといひますけれども、これは何か条件があるわけではございませぬ。カラーフィルムは何か、三十五ミリ、八ミリ、あるいは一般用のロール、映画紙、こういうもの全部含めていろいろふらふらになつておるのか、そのうちのいまあげましたのは四品目の何かどうこうというのですか、四つとも一本ですか。

○政府委員(泉美之松君) これは、カラーフィルムにつきましても、いまお話しした映画用のフィルムを含めまして、それと映画紙、それからロールのやつ、これらも含めましてカラーフィルムとして物品税の課税対象になつてゐるわけではございませぬ。

○成瀬幡治君 これは日本でいうと富士、「さくら」両方つくつておるわけですか。

○政府委員(泉美之松君) さうでございます。

○成瀬幡治君 これは輸入をどのくらいやつておるかという点と、それからそれに対していまいい三社ですか、あるいは四社になるか私は知りませんが、つくつてゐるとするならば、富士、「さくら」、小西六、もつとあります。

○政府委員(泉美之松君) 小西六が「さくら」です。

○成瀬幡治君 小西六が「さくら」か。そうすると、二社だけですか、カラーフィルムをつくつてゐるのは。

○政府委員(泉美之松君) 映画紙では三菱があります。

○成瀬幡治君 これは生産がどのくらいになつておるかという点を資料としてお出し願ひたいと思ふのですが、大ざつぱにいつて、いま資料としてこまかくもらうことは——ここでは大ざつぱに、一体映画用のフィルムというよゝなものには國産のものが使われておるのか。輸入に依存してゐるわけではございませぬ。

○政府委員(泉美之松君) 輸入品の部分が全体の三二%くらいを占めておまして、やはり國産で使われてゐるもののはが全体としては多いこと

になつております。ただ、御承知だと思ひますが、わが國のカラーフィルムはアグファに對してはそれよりはいいといふふうに、最近ずいぶんよくなつてまいりましたが、まだコダックに對しては、この色のぐあいがやや青みがかった色が強く出過ぎまして、赤とか黄といふきれいな色についてはまだコダックに及ばない、こういうことになつておりますので、映画の中でも特に外國へ輸出するよゝな映画につきましても、どうも日本のカラーフィルムでは十分ではない、やはり外國のカラーのものを使わないと外國に出すには適當でない、そういうよゝに聞いております。

○成瀬幡治君 大体あなたがおっしゃつた三二%は、そうしますと、映画の場合に限るわけですが、輸入してもほとんどそれが輸出に回つておるといふふうに解釈してよろしゅうございませぬしょうか。

○政府委員(泉美之松君) もちろん、輸入したもので輸出してゐるものが相当多ございませぬが、國內にも相当するよゝなものが使われておりまして、ことに観光映画のように色彩に非常に重点を置いたよゝな映画でございませぬと、國內にも相当使われております。まあ數量的に申しますと、輸出のものよりも、やはり國內で使われてゐるほうが多からうと思ひます。

○成瀬幡治君 その場合、輸入で三十五ミリのときに、税金が、関税がかかりますね。もちろん物品税もかかる。輸出する場合は、これは物品税はもちろん免税になる、そういうふうでよろしゅうございませぬか。

○政府委員(泉美之松君) 外國からなまのフィルムを輸入いたしました、それに日本で撮影いたしました、これをできたものを輸出するといふ場合におきましては、保税作業をやつておりました、國內へ入るときは一応関税の課税あるいは物品税の課税を留保しておきまして、輸出されたことを確認いたしました上で課税をしないといふ最終処理をして、もしそれが國內に回れば課税する、こういうことになつております。

○成瀬幡治君 普通いふ物品税の「課税済みの」といふことになるわけですが、二十一条のほうでは、「課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付」といふか、そうではなくて、すでに初めからそういうことはわかつてゐるからといふので、関税も取らなければ物品税も取らない、そういうやり方でやつておられる。

○政府委員(泉美之松君) 外國からの輸入品につきましても、そういうた外貨作業としてやつてゐるものもかなりございませぬ。それ以外に、國産品のものにつきましても輸出免税をやるという場合が、いまの二十一条の規定の適用を受けることになるわけではございませぬ。

○成瀬幡治君 話が前後して、これは大臣というよゝなことになるかと思ひますが、田中大蔵大臣が予算委員会かなんかで、直接税よりも間接税をふやしたほうがどうも國民をだまして税を取りやすい、このほうがけつこうだといふよゝなもの、言ひ方を實はしてゐるわけですが、これは田中大蔵大臣に直接お聞きしなければならぬことだと思ひますけれども、事務當局の最高責任者である、税を取るほうではございませぬけれども、税をきめるほうの泉さんも同じ考へ方ですか。

○政府委員(泉美之松君) この問題は、私ども事務當局がお答へするにはあまり適當なものかどうか、問題だと思ひますが、私どものいままでの事務當局の考へ方だけ申し上げますと、世界のそれぞれの國におきまして、直接税、間接税の割合は違つております。御承知のとおり、現在の先進諸外國と比較いたしますと、わが國はアメリカに次いで直接税の割合の高い國でございまして、イギリスよりも直接税の割合が多いといふことになつております。そういうことからいまして、何も直接税にその割合を多く求めるよりも、ドイツとかフランス、イタリーのよゝに、間接税に割合を多く求めたらどうかといふよゝな御意見が財界方面にかなり多いよゝに聞かされております。しかし、それでは、具体的な方法として間接税の割合を高めるにはどういふ手段を用いてやるの

だということになりますと、やり方は二つあるわけでございますが、一つは、現在の個別消費税の形をとっております酒、たばこ、物品、砂糖、揮発油、こういつたものに対する税率を引き上げるやり方でありまして、しかし、現在でも酒の税金が安いという考えの方は割合少ないので、むしろ税が高過ぎるのじゃないか、こういつた御意見が強いわけでございますから、この税率を引き上げることによつてはたして増収になるか、問題があるのではないかと。たばこにいたしましても、かつてこれはピースだけ上げただけの問題になつたかも知れませんが、必ずしも増収にならないということになりますと、必ずしも増収にならないということも考えられますので、現在の個別消費税を増徴することによつて増収ができることは別といたしましても、税率を引き上げることによつて増収をはかるのはなかなか問題があるのではないかと。したがつて、間接税のウエートを増す方法としては、欧州各国がとっておりますように、取引高税とか、あるいは売り上げ税を創設するほかはないということになるわけでございますが、現在の段階で、毎年だんだん少なくなつてきたとはいひながら、相当の自然増収が出て、その中で減税もやり、歳入の増加もできるというふうな時勢のときに、新しく税を起す、しかも相当多額に収入をあげるような税を起すこととは、なかなか問題があるのではないかと。欧州各国の取引高税とか売り上げ税が設けられた経緯から見ても、戦時中に歳入の増加に迫られる、あるいは戦後の疲弊時にどうしても歳入をまかなうために増税せざるを得なかつた、こういつた特殊の事情があつた場合に初めて設けることができるものでありまして、わが国の現状においてそういうことをやるのはなかなかむずかしいのじゃないか、そうすると、間接税のウエートをそういう形で高めるといふことはなかなかむずかしいのではないかと。

事務当局といたしましては、従来の考え方は、直接税と間接税といわず、国民の税負担が重いと認められる税目について減税をやつていく。現状でございますが、やはり何と云つても所得税の負担が重いというふうな認められますので、所得税の減税をやつていく。ところで、御承知のように、所得税ですと、税率の弾性値が高いものですから、国民所得が一ふえると所得税収入は二以上ふえていくというふうな関係になりますので、その減税を行なつていかなければ、非常に直接税のウエートがむしろ高まつてくる。それを防ぐ意味でも、そういう所得税を中心とした減税をやつていく。それによつてよりよく直接税と間接税のウエートの割合が現状程度に押えられていくのであつて、それでなくても間接税のウエートをもつと高めようという意識で増税等をやることには、なかなかむずかしい問題があるのではないかと、さういふに感じておるのでございます。しかし、せつかくの大臣の御発言でございますので、事務当局といたしましては、税制調査会等にも十分おはかりいたしまして、慎重に検討いたしてまいりたい、かように思つておるのでございます。

○成瀬藩治君 いま間接税と直接税の比率、大ざつぱに何%ですか。それが一つと、徴税費といふのが非常に問題だと思つておる。そこで、源泉徴収はほとんど安いのだと思つて、申告、あるいは法人、相続、酒税、砂糖、揮発、石油、物品、さういふように大ざつぱに分けてみて、百円についてどのくらいずつかかつておるかという試算、計算はできておるでしょうか。

○政府委員(泉美之松君) 昭和四十年の見通しでは、直接税が五八・九%、間接税が四一・一%、これは国税だけでございますが、さういふ割合になつております。地方税を含めると、もっと直接税の割合が高いことになっております。それから、徴税費でございますが、徴税費全体といたしましては、百円につきまして一円六十九銭といふことに、まあだんだんと税収が増加するにつれまして徴税費が下がつてまいつておるのでございますが、税目別の徴税費といふことになりますと、経費をどういふふうに分けるかが非常に

にやつかい、ことに徴収の人員とか直接各税ごとの担当でない場合、徴収とか協議団とかさういふ人たちの配分をどうするかというふうな点、いろいろ問題がございまして、まあ税目別には的確な資料というのはいまはできておりません。

○成瀬藩治君 安いです。

○政府委員(泉美之松君) はい。

○成瀬藩治君 先ほどのことについては、一度最終的な税法上の問題について、委員長等にお願ひして、大臣にはもちろん出席していただくわけですが、あまりラッパが大きくなつて、すぐ何かあなたがいまおっしゃつたような新しい税が新設されるかのごとくというものは、国民のほうでい

えばたいへんなことだと思つておる。ですから、私は、さういふ話が出てきたのはほんとうのアドバランもアドバランだといふふうには、いまお聞きしてとれたわけですが、まあ、あまり歓迎すべきことじゃなくて、十分御検討になつてからアドバランを上げてもらいたいと思つておるわけですが、これは補佐する立場において十分さういふ意味では補佐しておいてください。私もお見えになつたら、さういふ点について申し上げておきたいと思つておる。

で、物品税の改正は三十七年度でしたか大改正が行なわれたわけですが、今度私は、いつかは増税等になつてくるから、いろいろな意味合いにおいて検討をされる、さういふときが来ているんじゃないか、まあほつぽつおやりになる時期が来るんじゃないかと思つておるんですが、さういふようなことについてはどういふふうにお考えになつておるのか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、物品税ははじめ間接税につきましては、三十七年度にかなり大幅な負担の軽減を行なつたわけでありまして、その後の情勢を見ますと、まあ現在の間接税は、御承知のとおり小売り段階の税率の場合には一〇%、製造過程の課税の場合には大体二〇%ということを基本の税率といたしまして、間接税が設けられておるわけでございますが、その点からいたしまして、まあかなり間接税の体系としては現在の負担の水準といふものはいいところに来ておるのではないかとおられるのであります。個々の、たとえば物品税なら物品税の個々の品目、酒なら酒の個々の品目についての税負担のバランスといふようなことを考えてみますと、わが国の経済成長が非常に激しいものでございまして、それにつれて消費の態様もいろいろ変わつてまいります。三十七年当時この程度の税率でがまんしていただきた、さういふおつたものが、その後の消費の変化につれて、まあそれほどの税率でなくてもさういふふうに見られるものも出てきておるようでございます。

そういう意味では、間接税につきましては、税制調査会が申しておりますように、毎年毎年減税というようにすることはできないし、ことに先ほど申し上げましたように、わが国の場合には所得税に重点を置いて減税をやらないと、ともすれば直接税のウェイトが高くなり過ぎるというきらいがありますので、どうしても所得税のほうに重点を置いて減税を行なうということになりますと、間接税についてそうしばしば減税はできない。そこで、まあ数年に一回程度間接税の見直しをやるといふこと、これは税制調査会で言っているとおりであります。

私どもも従来そういう態度でいるわけでございしますが、三十七年度に行ないましてから、ことしはやらぬわけでありませんが、来年はちょうど四年目に当たるわけでありまして、再来年になりますと五年目ということになりますので、その辺ではどうしても一ぺん間接税について見直しをしなければならぬのではないかとこのように考えておるわけでございますが、しかし、間接税増徴というふうなことになるかとこれもゆきかねるといふので、実はその辺で苦慮いたしておるような次第でございます。

○成瀬幡治君 私は、国税全体の問題について資料に基づいてやっていきたいと思つてます。

もう一つ、悪いですけども、国税庁次長にちょっとお願いしたい、ちょっと法律案のことがうではないので悪いんですけども、輸出をいたしますね。で、クレームがついてきます。その場合、税金のほうはどういうことになりますか。

○説明員(喜田村健三君) 初めに輸出いたしましたときに売り上げに計上されまして、法人税がかかる。それから、その結果さらにクレームがついて戻ってきた、そういう場合には、そのときの損金として落ちる。ただし、品物が返つてくれば、その品物の価格はさらに加わる。在庫品として返ってきた品物は加わるかもしませんが、売り上げが落ちる。売り上げがその日から控除されるか、あるいはクレームの部分が増金として落ちるか、い

ずれかの処置になる取り扱いになっております。○成瀬幡治君 その在庫品、在庫品と見ておるのか不良品として破棄すべきものとされるのか、その辺のところを非常にデリケートな問題だと思つておる。どういふふうになりますか、そこは。

○説明員(喜田村健三君) 返つてきた品物、あるいは返つてこないでそのまま向こうで捨ててしまつたような場合にはもちろん在庫品にはなりません。返つてきた品物のまだ処分価格があるかどうかといふことによつて具体的な判定をするといふことになると思つてます。

○成瀬幡治君 それじゃ、わかりました。

もう一つは、本社がたとえAの場所にあるとすね。そうすると、工場がBのところにある。Cの税務署のあるところにもう一つ工場がある。そういうような場合には、大体本社のあるところを一括していろいろなものを納めると、本人とちや經理がやりいわけなんですね。ところが、どうもあなたのほうの指導はそうじゃなくて、bの税務署のあるBの工場ではb、cの税務署のあるものはCの工場をやつたものはcでやつてくれといふような、そういう税務署の税金の棒グラフが長くなることの競争みたいになつておる。どうもそういう指導はしておみえになりませんか。

○説明員(喜田村健三君) 税目によつて違つて思つてますが、たとえば物品税であるとか、あるいは源泉所得税は、そのそれぞれの工場で納める。法人税自体は本社で一括して納めるというたてまえになつておる。で、本社で納めることになつておる。

ただ、本社が、名目だけの本社が京橋なら京橋にある、実際の經理も生産も全部たとは岡山でやつておるといふ場合は、納税地の指定をいたしまして、岡山で納税してくれ、そういう納税地の指定ができるようになっておる。そういう場合は、調査のほうも、納税のほうも、岡山税務署

なら岡山税務署でやると、こういふたてまえになつておる。

○成瀬幡治君 指定地といふのはどちらが……。会社のほうの希望でやられるのか、あなたのほうでそういうふうな指定されるのですか。

○説明員(喜田村健三君) 納税者のほうからそうしてくれと言つた場合も、こちらが審査してそのほうが適当であるとすれば、納税地の指定をします。そうじゃなくて、納税者のほうが名目的な本社で納めたいと言つておる場合でも、実体が岡山にあるとすれば、そこで職権で——職権といふか、税務署側が指定する、ないし国税庁次長、国税局長あるいは国税庁長官が指定する。こういうたてまえになつておる。

○成瀬幡治君 税務署はよくわかりました。私の知っているのはアセンブルの工場がありまして、それは本社になつておる。ところが、部品をつくつておる工場が、他の税務署の管轄下にある。ところが、それは大半そこでつくつておる。本社工場のほうは非常に簡単なアセンブル工場です。したがつて、税は工場のほうで、向こうで納めることはいが、こちらでも納めてくれなかつて困ると言つておる。会社でいへば、二重の手間をとつておられる実例があるのですか。

○説明員(喜田村健三君) 具体的な事例、ちょっと拝見してみないとわかりませんが、同じ法人税を二カ所で分けて納めるといふことはあり得ないので、あるいは下請工場が別の法人になつておるのではないかと思つておる。それでなければ、その半分ずつ二カ所に納めるといふ事例はございせん。

○成瀬幡治君 わかりました。それでは、間違ひのようですから、そういう行政指導をこつちが、税務署の言ひ方のほうが間違つておるといふことがわかれば、それでいいわけです。

○委員長(西田信一君) 本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後一時五分散会

三月十一日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月三日)  
一、物品税法の一部を改正する法律案  
一、相続税法の一部を改正する法律案